様式第12号（第15条関係）

原状回復等命令書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

河津町長　　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付による変更等の命令に係る行為について、景観法第17条第５項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 命令の対象となる行為 |  |
| 命令の理由 |  |
| とるべき  措置 |  |
| 履行期限 | 年　　月　　日 |
| 報告期限 | 年　　月　　日 |

※とった措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、河津町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)。

　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に河津町を被告(訴訟において河津町を代表する者は河津町長となります。)として、決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内で、当該裁決の日の翌日から起算して１年以内のときに、決定の取消しの訴えを提起することができます。